

富山県農林水産部 施設機械工事等共通仕様書の改正概要

(1) 趣旨

本県の「施設機械工事等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)は、農林水産省農村振興局制定の施設機械工事等共通仕様書に準拠し制定しているが、国の共通仕様書に一部改正があったことから、本県の共通仕様書もあわせて改正を行うもの。

(2) 主な改正点

1-1-2 用語の定義、他 (2-1-1、6-1-3、8-1-2、12-1-2、13-1-2)

- ・ J I S 名称の変更 「日本工業規格 → 日本産業規格」

1-1-5 施工計画書

- ・ 提出時期について追記 「工事着手前 → 工事着手前又は施工方法が確定した時期」

1-1-6 承諾図書

- ・ 民法改正に伴う、「(瑕疵担保責任等)」の削除

1-1-15 工事の下請負

- ・ 下請負契約を締結する際の留意点を追加

「なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。」

1-1-16 施工体制台帳

- ・ 管理技術者等の顔写真を添付する旨を削除

1-1-34 施工管理

- ・ 労働環境の改善について改正

「受注者は、工事の適切な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。」

1-1-41 環境対策

- ・ 使用する建設機械の写真を提出する旨を削除